

安中市民商品券



QUESTION AND ANSWER

市民の方向け

令和8年7月版

安中市

目次

【制度全般に関する具体的な質問】

- Q1 安中市民商品券とは何ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q2 配布対象者はどのような人ですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q3 商品券の配布金額はいくらですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q4 商品券はどこで使えますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q5 商品券はどうしたらもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q6 商品券はいつもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q7 商品券の利用期限はいつですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- Q8 1人 4,000円は少ないと思いますがどうしてですか（他市はもっと高い）・・ 4

【配布対象者に関する具体的な質問】

- Q9 基準日（6月1日）以降に死亡した場合はどうなりますか・・・・・・・・ 5
- Q10 6月1日に安中市へ転入しました。対象者になりますか・・・・・・・・ 5
- Q11 6月1日に市外に転出しました。対象者になりますか・・・・・・・・ 5
- Q12 6月2日以降に市内で転居（または市外へ転出）しました。どこに送付されま
すか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- Q13 6月2日以降に転入してきましたが商品券はもらえないのですか・・・・・・・・ 5
- Q14 子供が6月1日に生まれました。対象者になりますか・・・・・・・・ 5
- Q15 6月2日以降に生まれた子どもの商品券が同封されていませんでした・・・・・・・・ 6
- Q16 6月2日以降に家族の一人（世帯主以外）が市外に転出しましたが、商品券を返却
する必要はありますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- Q17 市外の施設に入所している場合はどうなりますか・・・・・・・・ 6
- Q18 安中市に居住しているが、諸事情により住民票を安中市に移していない場合は、対象
となりますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【商品券の受取に関する具体的な質問】

- Q19 商品券はどのような方法で届くのですか・・・・・・・・・・・・ 7
- Q20 届くのが遅いのですが、いつ頃に届きますか・・・・・・・・ 7
- Q21 不在で受取れなかった場合はどうすればよいですか・・・・・・・・ 7

- Q22 亡くなった家族の家に商品券の不在連絡票が届いていました。どうすればよいですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- Q23 代理人が窓口で受け取ることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- Q24 送付先を変更して欲しい場合はどうすればよいですか・・・・・・・・・・ 9
- Q25 不在時に指定場所への置き配を郵便局に依頼しているが、商品券も指定場所に届きますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- Q26 商品券を世帯員ごとに別々に送ることはできますか・・・・・・・・・・ 9
- Q27 周りの人は届いているのに、自分には届かないのはなぜですか・・・・・・・・ 9
- Q28 届くのに時間がかかるのはなぜですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- Q29 商品券（金券）は書留などで確実に送るべきではないでしょうか・・・・・・・・ 9
- Q30 案内文書を同封して、商品券をゆうパックで送ってもいいのでしょうか・・・・ 10
- Q31 世帯全員分あるいは一部の世帯員の商品券の受け取りを辞退するには、どうしたらよいですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【商品券利用に関する具体的な質問】

- Q32 商品券で買えないものはありますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- Q33 商品券でお釣りはもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- Q34 使えなかった商品券を換金してもらえますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- Q35 商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえますか・・・・・・・・ 11
- Q36 商品券を紛失、汚損しました、再発行できますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- Q37 交通手段がないため商品券を使えませんが、家族に譲渡しても良いですか・・・・ 11
- Q38 家族の商品券を合算して利用できますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- Q39 遠方に転出しました、居住地付近で利用できませんか・・・・・・・・・・ 11
- Q40 商品券をフリマアプリ等で販売してもよいですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【制度全般に関する具体的な質問】

Q1 安中市民商品券とは何ですか。

A1 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆様への生活支援及び市内の経済の活性化を図るために発行する商品券です。市内の取扱店で利用でき、市民1人あたり4,000円分（500円券8枚綴り、1冊）を配布します。

Q2 配布対象者はどのような人ですか。

A2 令和8年6月1日時点の安中市民（住民基本台帳に登録されている方）が対象となります。

Q3 商品券の配布金額はいくらですか。

A3 1人に対し4,000円分（500円券8枚綴り、1冊※）の商品券を配布します。

※商品券は1種類（全店共通券）のみです。市内の取扱店であれば、お店の規模に関わらずどこでもお使いいただけます。

Q4 商品券はどこで使えますか。

A4 市内の取扱店で利用できます。商品券と一緒に取扱店舗一覧（令和8年6月19日までの登録受付分）を送付します。また、取扱店舗の店頭ポスター等を掲示しますのでご確認ください。

※取扱店舗は令和9年1月31日まで募集し、追加店舗を含む最新情報は専用ポータルサイトに掲載します。商品券の二次元コードからもご確認ください。

Q5 商品券はどうしたらもらえますか。

A5 申込手続きは不要です。商品券は、令和8年6月1日時点で安中市の住民基本台帳に登録されている方を対象にゆうパックで配達します。また、住民票の住所地へ世帯ごとにまとめて世帯主あてに配達します。

Q6 商品券はいつもらえますか。

A6 7月末までに郵便局へ搬入する予定です。本格的な配達は8月からとなり、9月末までに配布する予定としています。全世帯に配達するので、お届けするのに時間がかかる場合があります。何とぞご了承ください。

10月中旬になっても届かない場合はご連絡ください。

※配達状況の問い合わせは、郵便局では対応できません。また、安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）または市役所商工課にお問い合わせいただいても、「いつ頃に届くか」のご質問には、ご回答できかねます。

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先：027-382-1111（内線 1984・1985）

所在地：安中市安中一丁目 23-13（旧安中市役所内）

○市役所商工課 027-382-1111（内線 2621）

Q7 商品券の利用期限はいつですか。

A7 お手元に届いてから、令和9年1月31日（日）まで利用できます。

※期限が過ぎると利用できませんので、ご注意ください。

Q8 1人4,000円は少ないと思いますがどうしてですか（他市はもっと高い）。

A8 安中市民商品券事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施します。国の交付金の趣旨にある食料品物価高騰対策として示されている「1人あたり3,000円」という支援金額をベースに、本市で既に実施している水道料金の減額等を踏まえて、交付金残額を効果的に還元できるよう勘案したものです。

【配布対象者に関する具体的な質問】

Q9 基準日（6月1日）以降に死亡した場合はどうなりますか。

A9 （1）亡くなられた方が世帯主の場合

① ご家族がいる場合

新世帯主様宛てに亡くなられた方の分も含めてお送りします。

② 単身世帯の場合

原則、亡くなったときの住所地に送付しており、ご遺族の方が受け取ることができます。配達期間にお受け取りいただけなかった場合は、安中市民商品券受領に関する誓約・申立書に必要事項を記入の上、安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）にてお受け取りいただけます（Q22 参照）。

（2）亡くなられた方が世帯主ではない場合

世帯主様宛てに亡くなられた方の分も含めてお送りします。

Q10 6月1日に安中市へ転入しました。対象者になりますか。

A10 対象者になります。

Q11 6月1日に市外に転出しました。対象者になりますか。

A11 対象者になりません。市外への転出が6月1日の場合、安中市に住民票があったのは5月31日までとなります。したがって、基準日の6月1日に住民登録されておらず、対象者に該当しないと判断します。

Q12 6月2日以降に市内で転居（または市外へ転出）しました。どこに送付されますか。

A12 安中市民商品券は、原則として、6月1日時点で住民基本台帳に登録された住所へ配達します。印刷や封筒の準備の都合により、最新のご住所にお送りできないことがあります。あらかじめご了承ください。

なお、利用できる店舗は安中市内の取扱店舗のみとなります。

Q13 6月2日以降に転入してきましたが商品券はもらえないのですか。

A13 6月1日時点で安中市民の方が対象となるため、対象外となります。

Q14 子供が6月1日に生まれました。対象者になりますか。

A14 対象者になります。

Q15 6月2日以降に生まれた子どもの商品券が同封されていませんでした。

A15 6月1日時点の安中市民（住民基本台帳に登録されている方）が対象となります。6月2日以降に出生された方は対象外となります。

Q16 6月2日以降に家族の一人（世帯主以外）が市外に転出しましたが、商品券を返却する必要はありますか。

A16 返却する必要はありません。ご家族等が買い物の代行をお受けいただいても問題ありません。

Q17 市外の施設に入所している場合はどうなりますか。

A17 商品券は、住民基本台帳に登録された住所へ配達します。ご家族が受け取られるか、現在の居住地へ郵便が届くよう手続きをお願いします。

Q18 安中市に居住しているが、諸事情により住民票を安中市に移していない場合は、対象となりますか。

A18 対象外となります。原則、住民基本台帳に登録がある方が対象となります。

※配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により基準日（令和8年6月1日）時点で住民票を移すことができない場合は、事前に市役所商工課までご相談ください。

○市役所商工課 027-382-1111（内線2621）

【商品券の受取に関する具体的な質問】

Q19 商品券はどのような方法で届くのですか。

A19 商品券は、住民票の世帯ごと（世帯主様宛て）にゆうパックでお送りします。

Q20 届くのが遅いのですが、いつ頃に届きますか。

A20 市内の全世帯へ配達しておりますので、配達完了まで2か月ほどの期間を頂いております。また、不在連絡票等がポストに入っていないかご確認ください。

9月末の配達完了を予定しておりますが、10月中旬になっても届かない場合はご連絡ください。

※配達状況のお問い合わせは、郵便局では対応できません。また、安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）または市役所商工課にお問い合わせいただいても、「いつ頃に届くか」のご質問にはご回答できかねます。

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先：027-382-1111（内線 1984・1985）

所在地：安中市安中一丁目 23-13（旧安中市役所内）

○市役所商工課 027-382-1111（内線 2621）

Q21 不在で受取れなかった場合はどうすればよいですか。

A21 郵便局の不在連絡票が届いていた場合には、郵便局にご連絡していただき、期限までに必ずお受け取りをお願いします。

郵便局の保管期限を経過した商品券（ゆうパック）は、安中市民商品券事務局（所在地：旧安中市役所内）にて保管しています。お手数でも、安中市民商品券事務局でお受け取りください。

※事務局からの商品券の再配達は、原則行っておりません。

【受け取り場所】

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先：027-382-1111（内線 1984・1985）

所在地：安中市安中一丁目 23-13（旧安中市役所内）

【受け取れる人】

[原則] 配布対象者（世帯主） または その同居人（世帯員）

【持参するもの】

1. 受け取りに来る人の本人確認書類
※運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書1点、又は、
顔写真無しの身分証明書（保険証等）2点
2. 安中市民商品券交付申出書兼受領書
※事務局にもあります。お受け取りの際に記載・提出もできます。
3. 委任状
※受取人が世帯主や世帯員以外の場合
4. ゆうパック不在連絡票（任意）

Q22 亡くなった家族の家に商品券の不在連絡票が届いていました。どうすればよいですか。

A22 郵便局の保管期限内であれば、郵便局に連絡していただき、受け取りが可能か確認をお願いします。

保管期限を経過している場合は、安中市民商品券事務局（所在地：旧安中市役所内）にて保管しています。お手数でも、安中市民商品券事務局でお受け取りください。

※事務局からの商品券の再配達は、原則行っておりません。

【受け取り場所】

○安中市民商品券事務局（事業受託者：株式会社スター商会）

連絡先：027-382-1111（内線 1984・1985）

所在地：安中市安中一丁目 23-13（旧安中市役所内）

【受け取れる人】

[原則] ご遺族の方（代表者）

【持参するもの】

1. 受け取りに来る人の本人確認書類
※運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書1点、又は、
顔写真無しの身分証明書（保険証等）2点
2. 安中市民商品券交付申出書兼受領書
※事務局にもあります。お受け取りの際に記載・提出もできます。
3. 安中市民商品券受領に関する誓約・申立書
※事務局にもあります。お受け取りの際に記載・提出もできます。
4. ゆうパック不在連絡票（任意）

Q23 代理人が窓口で受け取ることはできますか。

A23 原則、配布対象者（世帯主）、または世帯員の方に受領いただきますが、代理人（世帯員以外）が受け取ることもできます。代理人が受領する場合、受領書のほか、配布対象者（世帯主）からの委任状、代理人の本人確認書類の提示が必要です。

Q24 送付先を変更して欲しい場合はどうすればよいですか。

A24 お受けすることはできません。商品券は、6月1時点で住民基本台帳に登録された世帯主の住所へ配達します。郵便局の転送サービスを利用している場合は、転送先に配達されます。

Q25 不在時に指定場所への置き配を郵便局に依頼しているが、商品券も指定場所に届きませんか。

A25 ゆうパックは原則として「対面での手渡し」となりますが、施錠可能なBOXなど盗難の恐れがない安全な場所が確保されている場合に限り、BOXへの配達が行われます。そうでない場合、郵便局から不在連絡票等がポストに投函されますので、郵便局にご連絡いただき、期限までの受け取りをお願いします。

Q26 商品券を世帯員ごとに別々に送ることはできますか。

A26 お受けすることはできません。商品券は6月1日時点で同一世帯の世帯員分をまとめて世帯主あてに配達します。ご了承ください。

Q27 周りの人は届いているのに、自分には届かないのはなぜですか。

A27 郵便局では、できる限り早く配達を完了できるよう工夫してお届けしています。対面でお渡しすることを原則としたゆうパック約25,000個を限られた人員で効率的に配達するため、通常の配達順序とは異なる順番（順不同）で配達する場合があります。9月中の配達完了を予定しておりますので、恐れ入りますが、それまでお待ちください。

Q28 届くのに時間がかかるのはなぜですか。

A28 郵便局では、対面でお渡しすることを原則としたゆうパック約25,000個を限られた人員で配達するために、どうしても時間がかかってしまいます。同じように商品券を配布した周辺の市においても同じくらいの期間がかかっております。ご了承ください。

Q29 商品券（金券）は書留などで確実に送るべきではないでしょうか。

A29 ゆうパックは、対面でお渡しすることが原則であり、また配達状況も調査可能で、万が一の場合も補償されます。

※受取人による事前の指定の有無にかかわらず、施錠可能な宅配ボックス等が設置されている場合は、そこへの配達を行います。それ以外は不在連絡票を投函したうえで郵便局へ持ち戻る対応といたします。

Q30 案内文書を同封して、商品券をゆうパックで送ってもいいのでしょうか。

A30 同封する案内文については、総務省の指針に基づき、特定の受取人に対する事務連絡（信書）に該当しない内容・形式となるよう作成しております。これにより、商品券とあわせて「ゆうパック」で送付することが法的に認められております。

Q31 世帯全員分あるいは一部の世帯員の商品券の受け取りを辞退するには、どうしたらよいですか。

A31 「ゆうパック」の受取を拒否していただくか、市役所商工課までご相談ください。
○市役所商工課 027-382-1111（内線 2621）

【商品券利用に関する具体的な質問】

Q32 商品券で買えないものはありますか。

A32 たばこ（電子タバコを含む）や旅行券等の購入、電子マネーへのチャージ等お使いいただけのないものがあります。商品券裏面に記載の注意事項をご確認ください。

Q33 商品券でお釣りはもらえますか。

A33 商品券ではお釣りはできません。額面の金額以上の商品等をご購入ください。

Q34 使えなかった商品券を換金してもらえますか。

A34 商品券は換金できませんので、利用期限の令和9年1月31日（日）までにご利用ください。

Q35 商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえますか。

A35 取扱店の判断になりますが、原則、返金には応じられません。

Q36 商品券を紛失、汚損しました、再発行できますか。

A36 商品券の再発行はできません。

Q37 交通手段がないため商品券を使えませんが、家族に譲渡しても良いですか。

A37 商品券は第三者への販売、譲渡をすることはできませんが、ご家族等に買い物の代行をご依頼いただいても問題ありません。

Q38 家族の商品券を合算して利用できますか。

A38 生計が同一であり、本人の了承を得ている場合には、複数の世帯員の商品券を合算してご利用いただいても問題ありません。

Q39 遠方に転出しました、居住地付近で利用できませんか。

A39 申し訳ありませんが、安中市内の商品券取扱店舗のみでのご利用となります。

Q40 商品券をフリマアプリ等で販売してもよいですか。

A40 商品券は第三者への販売、譲渡を禁止しております。対象者本人やご家族でご利用ください。